宮城県公安委員会苦情取扱規程

平成13年５月24日

宮城県公安委員会規程第７号

宮城県公安委員会苦情取扱規程を次のように定める。

宮城県公安委員会苦情取扱規程

（趣旨）

第１条　この規程は、宮城県警察の職員の職務執行について、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第79条の規定により宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対して申し出られた苦情（以下単に「苦情」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（事務処理）

第２条　苦情についての事務処理は、宮城県警察公安委員会補佐室が行うものとする。

（受理、報告、指示等）

第３条　宮城県警察公安委員会補佐室長（以下「補佐室長」という。）は、苦情を受理した場合は、速やかに公安委員会に報告し、公安委員会の指示を付して宮城県警察本部長（以下「本部長」という。）に送付するものとする。

２　本部長は、前項の送付を受けた場合は、公安委員会の指示により、事実関係の調査及び調査に基づく必要な措置を講じるとともに、その結果を公安委員会に報告するものとする。

３　その苦情が定型的な処理その他迅速な処理が可能と認められる場合は、事実関係の調査とその結果を踏まえた措置状況を併せて公安委員会に報告することができるものとする。

４　公安委員会は、調査結果に基づく報告を受けた場合において、必要があると認められるときは、再調査の指示を行うことができる。

（結果通知）

第４条　補佐室長は、法第79条第３項の規定に基づき、申出者に対し、文書により処理の結果を通知するものとする。ただし、同項ただし書の場合のほか、申出者が明らかに通知を求めていないとき又は申出者の氏名が明らかでないときは、この限りでない。

（通知内容）

第５条　前条の規定による通知の内容は、次のとおりとする。

⑴　申し出られた苦情に係る事実関係の有無

⑵　事実関係が確認できた場合は、苦情の対象となる職務執行の問題点の有無

⑶　問題点のある職務執行については、講じた措置

⑷　その他必要と認められる事項

（関係部署との連携）

第６条　補佐室長は、苦情の迅速かつ適正な処理を図るため、苦情取扱部署等の職員と緊密な連携を図り、相互の連絡調整に当たらなければならない。

（委任）

第７条　この規程に定めるもののほか、苦情の取扱いに関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この規程は、平成13年６月１日から施行する。

附　則（平成18年３月24日公安委員会規程第３号）

この規程は、平成18年３月24日から施行する。

附　則（令和４年５月11日公安委員会規程第５号）

この規程は、令和４年５月11日から施行する。

附　則（令和６年２月19日公安委員会規程第１号）

この規程は、令和６年３月８日から施行する。